

災害からの教訓

日本国内では能登半島地震を代表に、各地で甚大な被害をもたらす自然災害が発生しています。白老町でも、以前に比べて災害の規模が大きくなっています。昨年11月17日に発生した「暴風警報」は、各所で停電が発生し、特に北吉原、虎杖浜で屋根が飛散して電線に接触したため、北吉原地区は数時間、虎杖浜地区は12時間以上の停電が発生しました。また、強風による道路標識やカーブミラーの倒壊もあり、今年度一番の悪天候になりました。



気候変動の影響もあり、台風、爆弾低気圧、線状降水帯による大雨、暴風などでの停電、交通機関への影響が近年発生していますので、いままで以上に家庭での情報収集や備えを万全に行ってください。



【停電時に気を付けること】

- ① ろうそくなどの裸火は使用しない（地震で散乱した物に燃え移ることがあります）
- ② 電源ブレーカーを落とす（電気の復旧時に損傷した配線に再通電すると通電火災が発生します）
- ③ 自家発電機を室内で使わない（一酸化炭素中毒になります）

【事前に準備しておきたい物】

- 「懐中電灯」（夜間に床の段差で転んだりしますので照明用に用意してください）
- 「携帯ラジオ」（テレビが見られない、スマートフォンが使用できない時に情報収集のために必要）
- 「カセットコンロ」（IHクッキングヒーターは使用できないので調理用に）

問い合わせ先：総務課 防災交通室 ☎85-3080

防災

「災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定」を締結



町は1月4日、一般社団法人日本ムービングハウス協会と「災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定」を締結しました。

同協会は、移動式木造住宅を利用し被災地へ迅速に供給・設置できる応急仮設住宅の普及促進などに取り組んでいる団体で、本協定の締結により、白老町で大規模な災害が発生した場合に、応急仮設住宅として移動式木造住宅の供給などに協力していただけます。



問い合わせ先：総務課 防災交通室 ☎85-3080

空き家

令和5年12月13日施行 空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正法

特定空き家に加えて管理不全空き家も指導・勧告の対象となりました

空き家発生！



管理不全空き家

窓や壁が破損しているなど管理が不十分な状態。



特定空き家

そのまま放置すると倒壊等のおそれのある状態。



市区町村からの指導に従わず、勧告を受けてしまうと固定資産税の軽減措置が受けられなくなります。

固定資産税などの軽減措置の対象外

空き家対策に関する情報は国土交通省「空き家対策」ホームページをご覧ください。

問い合わせ先：建設課 住宅・指導グループ ☎82-4215

